

事務連絡
令和4年12月15日

農政企画課長
土木部関係課長
各県民局地域政策部総務課長
各県民局建設部建設企画課長
各地域事務所地域総務課長
各地域事務所地域工務課長
備中県民局水島港湾事務所長
企業局総務企画課長
教育庁財務課長
警察本部会計課長

殿

土木部技術管理課
参事（技術管理担当）

建設業法施行令の一部改正について（通知）

このことについて、令和5年1月1日に次のとおり建設業法施行令（以下「施行令」という。）が改正されることから、令和4年12月31日以前に契約又は公告された当初請負金額が4,000万円未満の専任技術者の配置を求めている工事について、同日以降、別紙のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

記

○施行令の一部改正の概要（括弧内の金額は、建築一式工事）

	改正前	改正後
1 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の下限 (施行令第2条及び第7条の4関係)	4,000万円 (6,000万円)	4,500万円 (7,000万円)
2 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金の下限 (施行令第27条関係)	3,500万円 (7,000万円)	4,000万円 (8,000万円)

土木部技術管理課技術指導班
担当：一色（4187）

【別紙】

施行令の一部改正により、技術者を専任で配置しなければならない工事（以下「専任工事」という。）の請負金額要件が 3,500 万円以上から 4,000 万円以上に引き上げられ、請負契約の時点にかかわらず、令和 5 年 1 月 1 日以降の「工事」に適用されることとなるが、工期途中において専任技術者を非専任に変更することについては、発注者・受注者間で協議を行うこととし、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応するため、次のとおり取り扱うこととする。

1 令和 4 年 1 2 月 3 1 日時点において契約締結済みの工事（下記①の場合）

請負者から、専任技術者を非専任の技術者に変更したい旨の協議の申出があった場合、発注者は、当該工事の継続性、品質確保等の観点から、専任技術者を非専任に変更することができるか否かを検討し、変更を認めるときは、その旨を工事打合簿等による協議の上、令和 5 年 1 月 1 日以降、請負者から「現場代理人等の変更通知書」（契約書様式契－4）を徴取することとする。

2 令和 4 年 1 2 月 3 1 日時点において公告入札が行われている未契約の工事

(1) 下記②及び③の場合について

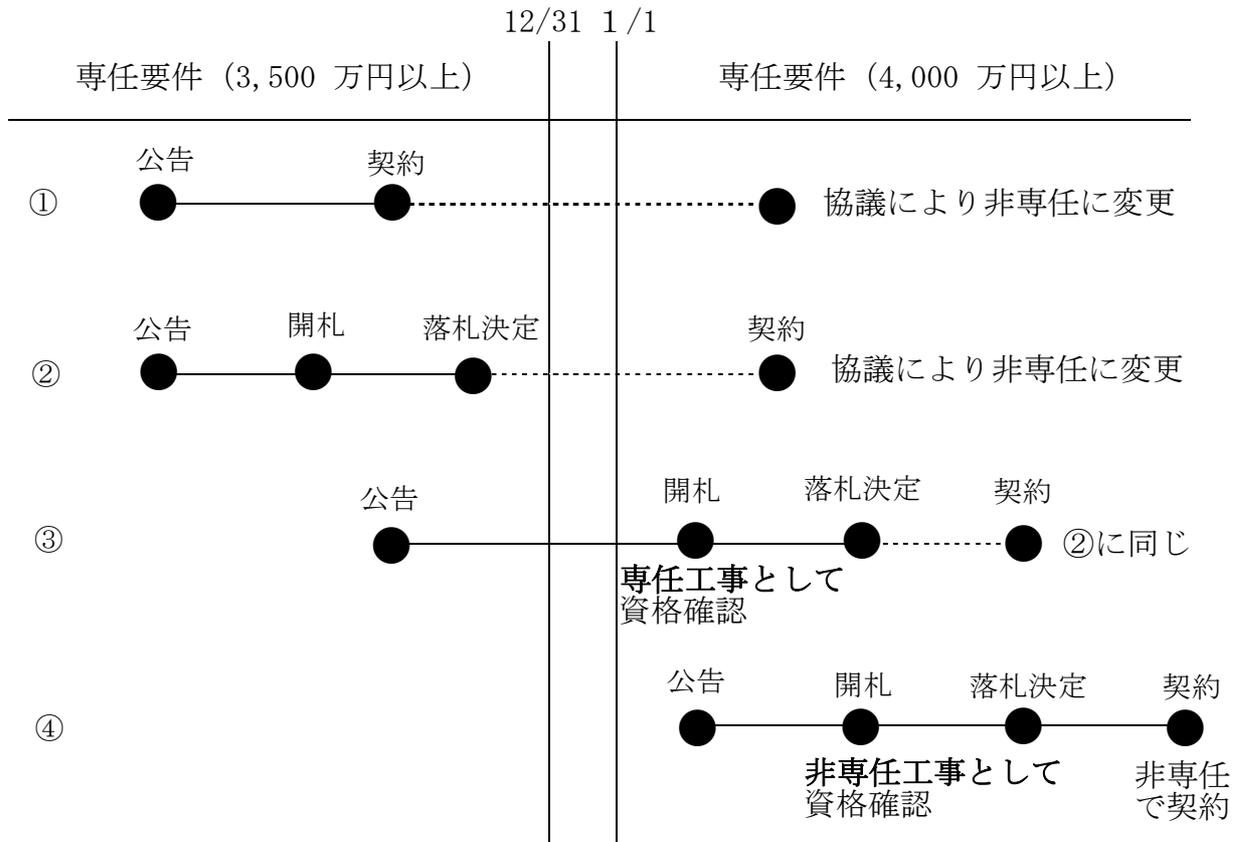
公告時点の施行令の規定（請負金額 3,500 万円以上）により、技術者の専任を求めている場合、落札決定まで専任工事として扱い、落札者から、非専任の技術者を配置したい旨の協議の申出があった場合、発注者は、当該工事の継続性、品質確保等の観点から、専任技術者を非専任とすることができるか否かを検討し、非専任とすることを認めるときは、令和 5 年 1 月 1 日以降、別紙「主任技術者等選任協議書（選任承認書）」を徴取の上、非専任の技術者の配置を求めるものとして契約を締結することができることとする（②の場合において、同年 1 2 月 3 1 日までに契約を締結することを排除するものではなく、その場合においては、1 と同様となる。）。

(2) 下記④の場合について

入札後の資格確認審査において、④の落札候補者の申請した技術者が既に①の工事の専任技術者となっていることが判明した場合には、④の工事の発注者は、当該落札候補者に対し、①の工事の発注者と当該工事の継続性、品質確保等の観点から、専任技術者を非専任に変更することができるか否かについて協議を行うよう求め、協議の結果、非専任の工事に変更されたときは、当該落札候補者との契約手続を行うこととする。

①に相当する工事が岡山県以外の発注者に係るものである場合において、当該発注者と落札候補者との協議により、非専任の工事に変更されたときも、また同様とする。

【施行令の一部改正に伴う手続について】



※①～③の工事は、改正前において技術者の専任の配置が必要なもの
 ④の工事は、改正後において非専任の技術者の配置が必要なもの

様式契-4 (契第11条関係)

年 月 日

発注者 殿

請負者 住 所
会 社 名
代表者名

現場代理人等の変更通知書

年 月 日付けで請負契約を締結した〇〇工事（工事番号 工事場所 路線・河川
名 請負代金額 円）に係る現場代理人等を下記のとおり変更したいので、契
約書第11条の規定により通知します。

記

変更する現場代理人等の区分（名称）	
現場代理人等の変更年月日	年 月 日

旧現場代理人等の氏名	新現場代理人等の氏名及び番号	
	氏 名	
変 更 事 由	資格内容及び資格者証番号	

備考 1. 日本産業規格A列4番タテとする。

様式契-4 (契第11条関係)

年 月 日

発注者 殿

請負者 住 所
会 社 名
代表者名

現場代理人等の変更通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで請負契約を締結した〇〇工事（工事番号〇〇 工事場所〇〇 路線・河川名〇〇 請負代金額 〇〇円）に係る現場代理人等を下記のとおり変更したので、契約書第11条の規定により通知します。

記

変更する現場代理人等の区分（名称）	主任技術者（専任から非専任に変更）
現場代理人等の変更年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日

旧現場代理人等の氏名	新現場代理人等の氏名及び番号	
〇〇 〇〇（変更なし）	氏 名	専任から非専任に変更
変 更 事 由	資格内容及び資格者証番号	〇〇〇
建設業法施行令の一部改正により、専任の配置を要しない工事となったため。		

備考 1. 日本産業規格A列4番タテとする。

〈別紙様式〉

主任技術者等選任協議書（選任承認書）

令和 年 月 日

（発注者） 殿

（届出者）
住 所
商号又は名称
代表者氏名

当社（私）が落札候補者となった次の工事について、当該工事の入札に際し提出した「配置予定技術者調書（別記様式2）」記載の次の配置予定技術者を非専任の技術者としていたので、協議します。

工 事 番 号		
工 事 名		
配置予定技術者	氏 名	
	生 年 月 日	

第 号
令和 年 月 日

（届出者）
住 所
商号又は名称
代表者氏名

殿

令和 年 月 日付けで、貴社（者）から協議のあった上記のことについては、当該協議の内容のとおり認めます。

（契約担当者） 印